

協議第29号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年9月24日

成田市・下総町・大栄町合併協議会
会 長 小 林 攻

合併協定項目の調整（案）

項目番号	19
項目名	慣行の取扱い
専門部会名	企画部会、総務部会
協議内容	市町民憲章、市町章、市町の花・木・鳥・歌・シンボルマーク、名誉市町民制度、表彰、各種宣言

協議内容	課題	調整方針
1.市町民憲章	1市2町の憲章内容が異なる。	市町民憲章については、成田市民憲章を適用する。 ただし、下総町民憲章及び大栄町民憲章は、それぞれの地域の憲章として伝承していくものとする。
2.市町章	1市2町の制定内容が異なる。	市町章については、合併後に新たな市章を制定する。
3.市町の花・木・鳥・歌・シンボルマーク	1市2町の制定内容が異なる。	市町の花・木・歌については、成田市の制度を適用する。 市町の鳥・シンボルマークについては、新市において検討する。 下総町及び大栄町の花・木・歌については、これまでの普及施策や住民の愛着を考慮し伝承していくものとする。
4.名誉市町民制度	1市2町の制度が異なる。	名誉市町民制度については、成田市の制度を適用する。 ただし、既に下総町名誉町民の称号を受けている者については、下総町名誉町民として、新市に引き継ぐものとする。

5.表彰	1市2町の表彰規定が異なる。	<p>表彰については、成田市表彰規程を適用する。下総町及び大栄町における事績（職種、在職年数）については、成田市における事績として取り扱うものとする。</p> <p>下総町及び大栄町の一般職職員の表彰については、成田市職員表彰規程を適用する。</p>
6.各種宣言	1市2町の宣言内容が異なる。	<p>各種宣言については、成田市の宣言を適用する。</p> <p>下総町及び大栄町独自の宣言については、新市において検討する。</p>

協定項目番号	項目名	協議番号	協議内容
19	慣行の取扱い	29	市町民憲章、市町章、市町の花・木・鳥・歌・シンボルマーク、名誉市町民制度、表彰、各種宣言

項 目	現 況			調整方針
	成田市	下総町	大栄町	
1. 市町民憲章	<p>【成田市民憲章】</p> <p>信仰のまち、世界に通ずるまち 成田はわたくしたちのふるさとです。</p> <p>ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。</p> <p>わたくしたちは、成田のかげやかな発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。</p> <p>1. 親切な心で平和な成田をつくりましょう 1. よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう 1. きまりをまもり住みよい成田をつくりましょう</p>	<p>【下総町民憲章】</p> <p>私たちは、利根川の育む、緑と自然に恵まれた下総町民として、歴史と伝統を重んじ、いっそう文化の香り高い、活力に満ちた町をつくるため、この憲章を定めまします。</p> <p>1. 自然を愛し、水と緑の豊かな美しい町をつくりましょう。 2. スポーツを愛し、心身を鍛え合う頼もしい町をつくりましょう。 3. 隣人を愛し、心のかよい合う温かい町をつくりましょう。 4. 文化を愛し、生涯ともに学び合う明るい町をつくりましょう。 5. 郷土を愛し、特性と秩序を尊ぶ清々しい町をつくりましょう。</p>	<p>【大栄町民憲章】</p> <p>大栄町は自然が満ちあふれており、これからの可能性にきたいするものが多い町であります。人と人とのふれあいを一層密にし、農業のさかんな町、伝統文化にはぐくまれた町、国際空港をひかえて世界に通ずる町としてさらなる飛躍が期待できます。私たちは、この町を誇りとし、魅力ある町を目指しこの町民憲章を定めまします。</p> <p>・花と緑を愛し、環境浄化につとめ、美しい町をつくりましょう。 ・ともに学び合い、楽しく働き、潤いのある町をつくりましょう。 ・スポーツを盛んにし、いきいきと活動できる健康な町をつくりましょう。</p>	<p>市町民憲章については、成田市民憲章を適用する。</p> <p>ただし、下総町民憲章及び大栄町民憲章は、それぞれの地域の憲章として伝承していくものとする。</p>

	<p>1. 自然と文化を大切に美しい成田をつくきましょう</p> <p>1. 若い力をそだて明るい成田をつくきましょう</p> <p>昭和46年11月3日制定</p>	<p>平成5年3月27日制定</p>	<p>・郷土の歴史や文化に親しみ、国際性豊かな町をつくきましょう。</p> <p>・だれにでも親切にし、互いに助け合って優しい町をつくしましょう。</p> <p>平成7年5月25日制定</p>	
2. 市町章	<p>【成田市市章】</p>  <p>趣旨 成田市の象徴を定める。 デザインの由来は、周囲の六輪が6カ村を表し、中央の成田町を抱いて成田市を建設した成田市合併を表します。中央の輪（成田）より六輪が発し、その各輪各々が重なっているのは、和による大同団結を意味する。</p> <p>制定年月日 昭和29年5月7日</p>	<p>【下総町町章】</p>  <p>趣旨 下総町の象徴を定める。 デザインの由来は、下総の「下」を人文字で表し、「総」を中心に旧3町村の融和と両手を広げた先端は、未来への町の発展を象徴する。</p> <p>制定年月日 昭和49年6月24日</p>	<p>【大栄町町章】</p>  <p>目的 大栄町の象徴を定める。 デザインの由来は、大栄町の『大エイ』を丸く接続して図案化したもので、大須賀村・昭栄村の2村合併を意味し、町民の「和」と「協調」を表現している。</p> <p>制定年月日 昭和49年8月1日</p>	<p>市町章については、合併後に新たな市章を制定する。</p>

<p>3. 市町の花・木・鳥・歌・シンボルマーク</p>	<p>【花】 あじさい 平成6年4月1日指定</p> <p>【木】 梅 昭和46年4月指定</p> <p>【鳥】 なし</p> <p>【歌】 ・成田市民歌 ・成田市民音頭 （昭和50年3月発表）</p> <p>・成田市民マーチ ・成田市交通安全音頭 ・交通安全小唄 （昭和59年4月発表）</p>	<p>【花】 コスモス 平成7年2月11日指定</p> <p>【木】 モクセイ 昭和45年3月指定</p> <p>【鳥】 ウグイス 平成7年2月11日指定</p> <p>【歌】 下総音頭 昭和57年11月3日発表</p>	<p>【花】 なし</p> <p>【木】 さざんか 昭和45年11月指定</p> <p>【鳥】 なし</p> <p>【歌】 大栄音頭 昭和42年11月発表</p>	<p>市町の花・木・歌については、成田市の制度を適用する。</p> <p>市町の鳥・シンボルマークについては、新市において検討する。</p> <p>下総町及び大栄町の花・木・歌については、これまでの普及施策や住民の愛着を考慮し伝承していくものとする。</p>
------------------------------	--	--	---	---

【シンボルマーク】



趣旨

歴史的な門前町の門の字と成田の頭文字 n を背景にして、当時の市の基本理念 “ 自然(ふるさと)、健康(からだ)、愛情(こころ) ” あふれる未来の姿と成田空港へさまざまな国から飛来するイメージを三つの翼で表し、門前町の “ 静 ” と空港都市の “ 動 ” を象徴化した。

平成 6 年 4 月 1 日制定

【シンボルマーク】

なし

【シンボルマーク】

なし

<p>4 . 名誉市町民制度</p>	<p>【成田市名誉市民】 目的 本市に対する功績が特に顕著な者を顕彰する。 選考・決定 市長の推薦、議会の議決 贈呈するもの 成田市名誉市民の称号及び記章 待遇 市の式典等において終身現任市議会議員に準じる。 授与者 4名</p>	<p>【下総町名誉町民】 目的 本町に対する功績が特に顕著な者を顕彰し、本町の名誉と郷土愛の高揚に資する。 選考・決定 下総町名誉町民選考委員会の選考、議会の同意 贈呈するもの 下総町名誉町民証及び下総町名誉町民章 待遇 町の公の式典への参列等 授与者 1名</p>	<p>該当なし</p>	<p>名誉市町民制度については、成田市の制度を適用する。 ただし、既に下総町名誉町民の称号を受けている者については、下総町名誉町民として、新市に引き継ぐものとする。</p>
<p>5 . 表彰</p>	<p>【成田市表彰規程】 表彰区分 1) 功労表彰 市特別職、議会議員、行政委員会委員等で一定年数を超えてその職にある者、また、市の公益及び振興発展に尽力し、功労顕著な者を表彰する。 2) 功績表彰</p>	<p>【下総町表彰条例】 表彰区分 1) 功労表彰 町特別職、議会議員、行政委員会委員、町一般職職員等で一定年数を超えてその職にある者、また、これらと同等以上の功績のある者を表彰する。 2) 善行表彰</p>	<p>【大栄町篤行者表彰規則】 表彰区分 1) 篤行者表彰 公共の福祉増進に尽瘁し、功労が極めて顕著な者を表彰する。 選考・決定 町長 贈呈するもの 1) 篤行者表彰</p>	<p>表彰については、成田市表彰規程を適用する。下総町及び大栄町における事績（職種、在職年数）については、成田市における事績として取り扱うものとする。 下総町及び大栄町の一般職職員の表彰については、成田市職員表彰規程を適用</p>

	<p>市の公益及び発展に尽力し、功績が多大な者を表彰する。</p> <p>3)徳行彰 徳行が優れた者を表彰する。 選考・決定 成田市表彰審査委員会の議決 贈呈するもの</p> <p>1)功労彰 表彰状（楯）、記章</p> <p>2)功績彰・徳行彰 表彰状（楯）</p>	<p>町の公益事業に尽力した者、または町の公益のため50万円以上の金品を寄付した者を表彰する。</p> <p>選考・決定 町長 贈呈するもの</p> <p>1)功労表彰 功労章、表彰状、</p> <p>2)善行表彰 表彰状</p>	<p>表彰状</p> <p>【大栄町感謝状授与要綱】</p> <p>目的 地域社会において町民の模範となる行為を行った者や団体を表彰する。</p> <p>対象者 大栄町表彰規程による表彰者以外の者。</p> <p>選考・決定 大栄町感謝状授与選考委員会 贈呈するもの</p> <p>1) 感謝状</p>	<p>する。</p>
6 . 各種宣言	<p>【非核平和都市宣言】</p> <p>世界の恒久平和は、全世界の人々の共通の願いである。我が国は世界で唯一の核被爆国として、広島・長崎に原爆が投下されて本年で50年目を迎える。</p> <p>我々は、被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え、再びこの地球上にあの惨禍を繰り返すことのないよう強く望むものである。</p> <p>このため、平和を希求する我々</p>	<p>【非核平和宣言の町】</p> <p>戦争の惨禍を阻止し、真の恒久平和と安全は、人類共通の願望である。過去においてわが国は、世界で唯一の核被爆国であり、再びあの広島と長崎の被爆による悲劇を絶対に繰り返してはならない。</p> <p>われわれは「核を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを願い、一日も早い核兵器の全面禁止・完</p>	<p>【非核平和宣言】</p> <p>豊かなる自然に恵まれたまち大栄、この良好な環境のなかで、やすらぎに満ち、健康で平和な生活を維持することが大栄町民の共通の願いです。わが国は、世界で唯一の核被爆国として、また平和憲法精神からも再びあの広島、長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。私たち大栄町民は、非核三原則が完全に実施されるこ</p>	<p>各種宣言については、成田市の宣言を適用する。</p> <p>下総町及び大栄町独自の宣言については、新市において検討する。</p>

	<p>成田市民は、我が国の国是である非核三原則が完全実施されることを願い、全世界の人々と共に、核兵器の廃絶、恒久平和確立のためにここに「非核平和都市」を宣言する。</p> <p>平成 7 年 2 月 21 日宣言</p> <p>【世界連邦平和都市宣言】</p> <p>成田市は、宗教観光都市として、世界連邦建設の趣旨に賛同し、自ら永遠の平和都市となることを決意し、全世界の恒久平和確立と人類の福祉増進に努力せんとするものである。</p> <p>昭和 33 年 10 月 31 日宣言</p> <p>【公明選挙都市宣言】</p> <p>選挙は民主政治の基盤であり、明るく豊かな市民生活は正しい選挙によって実現されるものと信じます。しかし、選挙の実態は依然としてその理想とするところに程遠く、なお反省すべき点を残していることは、大変遺憾であります。</p>	<p>全廃絶と平和な社会を希望し、町民がこぞって未来に向い歩みつづけることをここに宣言する。</p> <p>昭和 63 年 9 月 12 日宣言</p> <p>【廃棄物最終処理場設置並びに有害残土埋め立て反対宣言】</p> <p>下総町は、地下水を汚染し、本町の自然環境を破壊する恐れのある廃棄物最終処分場の設置、並びに有害残土による埋立に強く反対し、本町の自然と住み良い環境を守り、緑に育まれた快適で健康な町づくりにつとめることを宣言する。</p> <p>昭和 63 年 6 月 13 日宣言</p> <p>【コメ輸入自由化反対の町宣言】</p> <p>本町は、水稻生産基地であり、コメは、基幹産業としての重要な位置を占め、歴史的にも本町の社会経済の中心的役割を果たしてまいりました。</p> <p>しかしながら、米国をはじめとした農産物輸出国家は、ガット、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉</p>	<p>とを願いつつ、すべての核兵器保有国及び将来核兵器を所有しようとする国に対し、核兵器の完全禁止、廃絶を希求し、世界平和確立を求めることを宣言する。</p> <p>平成 8 年 6 月 19 日宣言</p> <p>【廃棄物最終処分場反対宣言】</p> <p>大栄町は、地下水を汚染し、町の自然環境を破壊する恐れのある廃棄物最終処分場の設置に反対することにより、住みよい環境と緑を守り、快適で、健康な町づくりに努めることを宣言する。</p> <p>平成 8 年 4 月 1 日宣言</p> <p>【飲酒運転追放宣言】</p> <p>人命尊重が何よりも優先されなければならない今日、交通事故が激増し、生産や生活の手段として利用されている自動車等の交通機関が、人間の生命を脅かしている現象は、まことに憂慮すべき重大な社会問題である。本町は、交通事故のうちでも「飲酒運転」による事故を起した者が多く居住する</p>	
--	--	---	--	--

	<p>霊場成田市の健全発展のためにも選挙から違反を追放し、公明選挙を確立することは現下の急務であります。よって、成田市民のすべての希望と熱意を結集して公明選挙の実現を期するため、ここに成田市を「公明選挙都市」とすることを宣言いたします。</p> <p>昭和 39 年 12 月 21 日宣言</p> <p>【交通安全都市宣言】</p> <p>最近、産業経済の急速なる進展成長と国民所得の向上によって、各種車両の急激なる増加は道路交通の輻輳を過密にし、都市における交通事故は年々激増の傾向にあることは一大社会問題として取上げられ誠に憂慮にたえないところである。</p> <p>本市は北総地区交通の中心地として団地造成観光開発の推進、利根川架橋、印旛沼架橋、国道県道の舗装整備等により車両増加は益々混雑と事故の頻発を加えることは明白である。かかる交通禍の</p>	<p>において、わが国に対してコメの輸入自由化を迫り、年内決着を求めていることは、きわめて遺憾であります。</p> <p>いまここに、国民の主食であるコメの輸入自由化を行えば、本町の農業、しいては、日本の農業と農家経営は壊滅的な打撃を受けることは必死であります。</p> <p>よって、本町は、コメの国内自給政策の堅持、食糧安全保障の確立、食管制度の維持を通じて米穀政策の確立の実現することを念願し、ここにコメ輸入自由化反対を宣言します。</p> <p>平成 2 年 9 月 19 日宣言</p>	<p>町として、飲酒運転追放強化の町に指定された。このような不名誉な状況にかんがみ、これを一刻も早くばん回すべく町民一人ひとりが決意を新たにし、人命尊重の精神に立脚し、全力をあげて飲酒運転の絶滅を期するため、ここに「飲酒運転追放の町」を宣言する。</p> <p>昭和 57 年 5 月 18 日宣言</p>	
--	--	--	---	--

	<p>脅威を全市民一丸となって交通道徳の高揚，安全交通の自覚により交通事故の絶滅を祈念し，もって</p> <p>安全都市の理想を達成すべくここに成田市を「交通安全都市」とすることを宣言する。</p> <p>昭和 41 年 9 月 22 日宣言</p>			
--	---	--	--	--

協議第30号

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年9月24日

成田市・下総町・大栄町合併協議会
会 長 小 林 攻

合併協定項目の調整（案）

項目番号	22 - 6
項目名	納税関係事業
専門部会名	総務部会
協議内容	納税貯蓄組合等、口座振替事務

協議内容	課 題	調 整 方 針
1.納税貯蓄組合等	大栄町に納税貯蓄組合がない。 下総町に納税貯蓄組合連合会が組織されている。	納税貯蓄組合については、成田市の制度を適用し、現行の組合は活動を継続する。 下総町納税貯蓄組合連合会については、合併時まで解散する方向で調整する。
2.口座振替事務	口座振替の取扱金融機関が異なる。	口座振替事務については、成田市の制度を適用する。 取扱金融機関については、かとり農業協同組合、銚子商工信用組合を加える方向で調整を図る。

協定項目番号	項目名	協議番号	協議内容
22 - 6	納税関係事業	30	納税貯蓄組合等、口座振替事務

項 目	現 況			調整方針
	成田市	下総町	大栄町	
1 納税貯蓄組合等	<p>【納税貯蓄組合】 44 組合 (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>【納税貯蓄組合連合会】 なし</p>	<p>【納税貯蓄組合】 105 組合 (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>【下総町納税貯蓄組合連合会】 各地区納税貯蓄組合を会員とする 連合体 (活動内容) 会員の指導育成 会員相互の連絡調整 納税貯蓄組合の健全な発達を 図るため必要な事務(組合の 普及・拡充等)</p>	<p>【納税貯蓄組合】 なし</p> <p>【納税貯蓄組合連合会】 なし</p>	<p>納税貯蓄組合については、 成田市の制度を適用し、現行 の組合は活動を継続する。 下総町納税貯蓄組合連合 会については、合併時まで に解散する方向で調整する。</p>
2 . 口座振替事務	<p>振替税目 市県民税、固定資産税・都市計 画税、軽自動車税、国民健康保 険税</p> <p>取扱金融機関 千葉銀行 千葉興業銀行</p>	<p>振替税目 町県民税、固定資産税、軽自動 車税、国民健康保険税</p> <p>取扱金融機関 千葉銀行 千葉興業銀行</p>	<p>振替税目 町県民税、固定資産税、軽自動 車税、国民健康保険税</p> <p>取扱金融機関 千葉銀行 千葉興業銀行</p>	<p>口座振替事務については、 成田市の制度を適用する。 取扱金融機関については、 かとり農業協同組合、銚子商 工信用組合を加える方向で 調整を図る。</p>

京葉銀行
東京三菱銀行
佐原信用金庫
千葉信用金庫
三井住友銀行
成田市農業協同組合
UFJ 銀行
りそな銀行
銚子信用金庫
みずほ銀行
住友信託銀行
中央労働金庫
郵便局

京葉銀行
東京三菱銀行
佐原信用金庫
郵便局
かとり農業協同組合

京葉銀行
東京三菱銀行
佐原信用金庫
りそな銀行船橋支店成田出張所
郵便局
かとり農業協同組合
銚子商工信用組合佐原支店

協議第31号

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年9月24日

成田市・下総町・大栄町合併協議会
会 長 小 林 攻

合併協定項目の調整（案）

項目番号	22 - 8
項目名	交通関係事業
専門部会名	住民部会
協議内容	自転車駐車事業、放置自転車対策事業、コミュニティーバス運行事業、違法駐車対策事業、交通安全対策事業、交通安全指導員、交通災害共済事業、公共交通機関利用者駐車場事業

協議内容	課題	調整方針
1. 自転車駐車場事業	下総町では、無料駐輪場にステッカーを配布している。	自転車駐車場事業については、成田市の制度を適用する。 JR滑河駅前駐輪場は、使用者の登録を要しない駐輪場として管理する。
2. 放置自転車対策事業	実施箇所の設定、方法等が異なる。	放置自転車対策事業については、成田市の制度を適用する。 放置防止に関する禁止区域は、現行どおりとする。
3. コミュニティバス運行事業	成田市、大栄町はバス運行補助事業で実施している。	コミュニティバス運行事業については、下総町独自の制度で受益対象が限られているが、主要道路沿いの住民のバス利用に必要であるために現行どおりとする。 新市全域のコミュニティバス運行事業については、新市において検討する。
4. 違法駐車対策事業	成田市のみで実施している。	違法駐車対策事業については、成田市の制度を適用する。
5. 交通安全対策事業	2町は佐原警察署管内 5町交通安全指導協議	交通安全対策事業については、現行どおりとする。

	会で実施している。	なお、佐原警察署管内五町交通安全指導協議会については、新市において調整する。
6. 交通安全指導員	大栄町の独自の制度である。	交通安全指導員については、大栄町独自の制度であり、合併時に廃止する。
7. 交通災害共済事業	成田市交通火災共済は加入率の低下と基金の取り崩しで平成11年3月に廃止した。	交通災害共済については、下総町及び大栄町の制度を適用する。
8. 公共交通機関利用者駐車場事業	大栄町独自の制度である。	公共交通機関利用者駐車場事業については、大栄町独自の制度であるが、地域住民の利便性が高いため、現行どおりとする。

協定項目番号	項目名	協議番号	協議内容
22 - 8	交通関係事業	31	自転車駐車場事業、放置自転車対策事業、コミュニティバス運行事業、違法駐車対策事業、交通安全対策事業、交通安全指導員、交通災害共済事業、公共交通機関利用者駐車場事業

項 目	現 況			調整方針
	成田市	下総町	大栄町	
1. 自転車駐車場事業	<p>【成田市営駐輪場】</p> <p>目的 駐輪場を管理し、駅周辺の放置自転車等の防止、また街の美観を維持し良好な生活環境を確保する。</p> <p>使用者の登録を要する駐輪場（有料）</p> <p>1)成田市ＪＲ成田東口駐輪場 2)成田市京成成田駅前駐輪場 3)成田市ＪＲ西口駐輪場 4)成田市栗山駐輪場</p> <p>使用者の登録を要しない駐輪場（無料）</p> <p>1)成田市三里塚駅前駐輪場 2)成田市ＪＲ下総松崎駅駐輪場</p>	<p>【ＪＲ滑河駅前駐輪場】</p> <p>目的 駐輪場を管理し、駅周辺の放置自転車等の防止、また街の美観を維持し良好な生活環境を確保する。</p> <p>使用者は登録制とし、ステッカーを配布。（無料）</p>	該当なし	<p>自転車駐車場事業については、成田市の制度を適用する。</p> <p>ＪＲ滑河駅前駐輪場は、使用者の登録を要しない駐輪場として管理する。</p>

<p>2. 放置自転車対策事業</p>	<p>【放置自転車対策・街頭指導】 目的 駅周辺へ乗り入れる自転車、バイクが年々増加傾向にあり、歩道上に置き去りにするいわゆる放置自転車が増えおり、これらを解消する。 概要 放置禁止区域内における街頭指導・啓発を実施する。 実施場所 1) J R 成田駅西口 2) 京成成田駅東口 実施日時 毎週月・水・金曜日 午前6時30分～8時30分 人員 5名/日（委託）</p> <p>【放置自転車対策・移動撤去】 発生事案ごとに随時対処し、長期放置自転車の解消を図っている。</p>	<p>【放置自転車対策・街頭指導】 該当なし</p> <p>【放置自転車対策・移動撤去】 発生事案ごとに随時対処し、長期放置自転車の解消を図っている。</p>	<p>【放置自転車対策・街頭指導】 該当なし</p> <p>【放置自転車対策・移動撤去】 発生事案ごとに随時対処し、長期放置自転車の解消を図っている。</p>	<p>放置自転車対策事業については、成田市の制度を適用する。 放置防止に関する禁止区域は、現行どおりとする。</p>
---------------------	--	---	---	---

<p>3. コミュニティ バス運行事業</p>	<p>該当なし</p>	<p>【下総町循環バス運行事業】 運行形態 1)6 便/日を平日のみ運行 45 k m/1 便、270 k m/日 2)バス停 38 箇所 町役場が起点終点 3)運賃 乗車 1 回につき、100 円 中学生以下、身障者手帳所持者、療育手帳所持者は無料 4)その他 千葉交通(株)に運行を委託し車両は町所有の 29 人乗り中型バスを無償貸出しとしている。</p> <p>【下総町循環バス運行委員会】 目的 循環バス運行ルートの見直しや苦情・要望に対する対応を協議する。 委員 10 名 報酬 7,100 円/回</p>	<p>該当なし</p>	<p>コミュニティバス運行事業については、下総町独自の制度で受益対象が限られているが、主要道路沿いの住民のバス利用に必要であるために現行どおりとする。</p> <p>新市全域のコミュニティバス運行事業については、新市において検討する。</p>
-----------------------------	-------------	--	-------------	---

<p>4. 違法駐車対策事業</p>	<p>目的 違法駐車等防止重点地域を指定し、違法駐車防止意識を高揚させる。</p> <p>指定場所 JR成田駅広場を中心に半径300mの主要幹線道路</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>違法駐車対策事業については、成田市の制度を適用する。</p>
<p>5. 交通安全対策事業</p>	<p>目的 各種交通安全運動を通じて、交通安全の意識向上を図り、交通事故防止に努める。</p> <p>概要 1)幼稚園及び保育所の幼児に対する交通安全教育実施 2)小・中学校の生徒及び老人クラブに対する交通安全教育実施（出前講座等で随時対応） 3)交通安全運動ポスター展の開催 4)交通規制図の作成</p> <p>実施方法 成田市で直接実施</p>	<p>目的 各種交通安全運動を通じて、交通安全の意識向上を図り、交通事故防止に努める。</p> <p>概要 1)幼稚園及び保育所の幼児に対する交通安全教育実施 2)小・中学校の生徒及び老人クラブに対する交通安全教育実施</p> <p>実施方法 佐原警察署管内五町交通安全指導協議会で実施</p> <p>1)構成 大栄町、下総町、神崎町、栗源町、多古町 2)指導員数 2名</p>	<p>目的 各種交通安全運動を通じて、交通安全の意識向上を図り、交通事故防止に努める。</p> <p>概要 1)幼稚園及び保育所の幼児に対する交通安全教育実施 2)小・中学校の生徒及び老人クラブに対する交通安全教育実施</p> <p>実施方法 佐原警察署管内五町交通安全指導協議会で実施</p> <p>1)構成 大栄町、下総町、神崎町、栗源町、多古町 2)指導員数 2名</p>	<p>交通安全対策事業については、現行どおりとする。</p> <p>なお、佐原警察署管内五町交通安全指導協議会については、新市において調整する。</p>

6. 交通安全指導員	該当なし	該当なし	<p>【大栄町交通安全指導員】</p> <p>目的 町内における交通安全対策の推進及び充実を図る</p> <p>概要 指導員は、交通安全協会の理事、監事及び代議員、その他交通安全の推進に協力的であるものから委嘱する。</p> <p>1)定数 24 人 2)任期 2 年 3)報酬 年額 69,700 円/人</p>	交通安全指導員については、大栄町独自の制度であり、合併時に廃止する。
7. 交通災害共済事業	該当なし	<p>事業主体 千葉県市町村総合事務組合（共同処理）</p> <p>事務内容 1) 団体会員、個人会員の募集受付 2) 見舞金の請求受付</p> <p>掛金・見舞金 1) 掛金 年間 700 円（9/1 から 8/31 まで） 2) 見舞金 死亡：150 万円</p>	<p>事業主体 千葉県市町村総合事務組合（共同処理）</p> <p>事務内容 1) 団体会員、個人会員の募集受付 2) 見舞金の請求受付</p> <p>掛金・見舞金 1) 掛金 年間 700 円（9/1 から 8/31 まで） 2) 見舞金 死亡：150 万円</p>	交通災害共済事業については、下総町及び大栄町の制度を適用する。

		傷害：2万円～50万円	傷害：2万円～50万円	
8.公共交通機関利用者駐車場事業	該当なし	該当なし	<p>【大栄町公共交通機関利用者駐車場事業】</p> <p>目的 高速バスの駐車場を確保することにより、町民の利便性の向上と地域振興を図る。</p> <p>概要 東関東自動車道を運行する高速バス利用者用駐車場を確保し、無料で開放する。</p> <p>1)所在地 大栄町桜田(2箇所) 2)町有地面積 1,042.00 m² (駐車可能台数 30台) 3)借用地面積 648.81 m² (駐車可能台数 15台)</p>	公共交通機関利用者駐車場事業については、大栄町独自の制度であるが、地域住民の利便性が高いため、現行どおりとする。

協議第32号

空港対策事業の取扱いについて

空港対策事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年9月24日

成田市・下総町・大栄町合併協議会
会 長 小 林 攻

合併協定項目の調整（案）

項目番号	22 - 18
項目名	空港対策事業
専門部会名	空港部会
協議内容	共同利用施設等設置事業、共同利用施設等維持管理事業、航空機騒音測定事業、航空機事故被害見舞金支給事業

協議内容	課題	調整方針
1. 共同利用施設等設置事業	成田市単独の設置事業がある。	共同利用施設等設置事業については、成田市の制度を適用する。
2. 共同利用施設等維持管理事業	成田市が維持管理を直接実施しているのに対し、2町は維持管理の一部を受益地区の実施とし、補助金を支出している。	共同利用施設等維持管理事業については、成田市の制度を適用する。
3. 航空機騒音測定事業	航空機騒音固定測定局等については、1市2町とも固定測定局が設置されている。 航空機騒音実態調査事業については、2町では年2回の委託調査を実施している。	航空機騒音測定事業については、成田市の制度を適用する。 2町の航空機騒音固定測定局は、継続し騒音測定を実施する。 航空機騒音実態調査事業については、2町の委託調査を廃止し、成田市所有の移動測定機により実施する。
4. 航空機事故被害見舞金支給事業	航空機事故被害見舞金支給額が異なる。	航空機事故被害見舞金支給事業については、成田市の制度を適用する。

協定項目番号	項目名	協議番号	協議内容
22 - 18	空港対策事業	32	共同利用施設等設置事業、共同利用施設等維持管理事業、航空機騒音測定事業、航空機事故被害見舞金支給事業

項 目	現 況			調整方針
	成田市	下総町	大栄町	
1 共同利用施設等設置事業	<p>【共同利用施設等設置事業】</p> <p>目的 共同利用施設又は防音集会所を設置し、学習、集会等の場を提供することにより、空港周辺の住民生活の安全と福祉活動の向上を図る。</p> <p>概要 市単独事業又は成田国際空港株式会社（N A A）の補助事業により、共同利用施設等を設置する。</p> <p>対象 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）第6条の規定により、共同利用施設の助成を受けられる地域。</p>	<p>【共同利用施設等設置事業】</p> <p>目的 共同利用施設を設置し、学習、集会等の場を提供することにより、空港周辺の住民生活の安全と福祉活動の向上を図る。</p> <p>概要 成田国際空港株式会社（N A A）の補助事業により、共同利用施設等を設置する。</p> <p>対象 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）第6条の規定により、共同利用施設の助成を受けられる地域。</p>	<p>【共同利用施設等設置事業】</p> <p>目的 共同利用施設を設置し、学習、集会等の場を提供することにより、空港周辺の住民生活の安全と福祉活動の向上を図る。</p> <p>概要 成田国際空港株式会社（N A A）の補助事業により、共同利用施設等を設置する。</p> <p>対象 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）第6条の規定により、共同利用施設の助成を受けられる地域。</p>	共同利用施設等設置事業については、成田市の制度を適用する。

	費用負担 1)市単独事業 全額市が負担。 2)N A A 補助事業 N A A からの補助金を事業に充当。	費用負担 N A A からの補助金を事業に充当。	費用負担 N A A からの補助金を事業に充当。	
2 .共同利用施設等維持管理事業	【共同利用施設等維持管理事業】 目的 共同利用施設等の適切な維持管理を実施し、円滑な利用促進を図る。 概要 共同利用施設等の維持管理に必要な点検、検査及び修繕等を実施する。 対象 1)施設 ・ 共同利用施設 50 館 ・ 地区集会所 3 館 ・ 防音集会所 9 館 2)維持管理項目 ・ 畳の表替、襖の交換 ・ 屋根、外壁の修繕 ・ 空調機器機能回復 ・ 消防用設備保守点検委託	【共同利用施設等維持管理事業】 目的 共同利用施設の適切な維持管理を実施し、円滑な利用促進を図る。 概要 共同利用施設の維持管理に必要な点検、検査及び修繕等を実施する。 対象 1)施設 ・ 共同利用施設 10 館 2)維持管理項目 ・ 空調機器機能回復 ・ 電気料金 ・ 空調機器保守点検委託 ・ 浄化槽保守点検委託	【共同利用施設等維持管理事業】 目的 共同利用施設の適切な維持管理を実施し、円滑な利用促進を図る。 概要 共同利用施設の維持管理に必要な点検、検査及び修繕等を実施する。 対象 1)施設 ・ 共同利用施設 5 館 2)維持管理項目 ・ 空調機器機能回復 ・ 電気料金(町から全額補助) ・ 空調機器保守点検委託(町から全額補助)	共同利用施設等維持管理事業については、成田市の制度を適用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料、上下水道料金 ・空調機器保守点検委託 ・浄化槽保守点検委託 ・その他必要な設備の保守点検委託 ・必要な設備等の法定検査の実施 <p>費用負担</p> <p>1)空調機器機能回復</p> <p style="padding-left: 20px;">ア.市単独事業 全額市が負担</p> <p style="padding-left: 20px;">イ.N A A 補助事業 空調機器機能回復は、N A A 補助事業により市が実施。</p> <p>2)その他の維持管理費 全額市の負担。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要な設備の保守点検委託 <p>費用負担</p> <p>1)空調機器機能回復</p> <p style="padding-left: 20px;">空調機器機能回復は、N A A 補助事業により町が実施。</p> <p>2)その他の維持管理費</p> <p style="padding-left: 20px;">その他修繕に係る費用は「下総町共同利用施設、コミュニティ施設、青年館施設の修繕、改築等の補助金」により対応。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア.50 千円～500 千円未満の修繕</p> <p style="padding-left: 40px;">経費の総額から 50 千円を控除した額</p> <p style="padding-left: 20px;">イ. 500 千円以上の修繕</p>	<p>費用負担</p> <p>1)空調機器機能回復</p> <p style="padding-left: 20px;">空調機器機能回復は、N A A 補助事業により町が実施。</p> <p>2)その他の維持管理費</p> <p style="padding-left: 20px;">ア.空調機器修繕補助</p> <p style="padding-left: 40px;">「大栄町共同利用施設の空気調和機器修繕に関する補助金」により対応。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア)50 千円～500 千円未満の修繕</p> <p style="padding-left: 40px;">経費の総額から 50 千円を控除した額</p> <p style="padding-left: 20px;">イ)500 千円以上の修繕</p> <p style="padding-left: 40px;">経費の総額の 90%の額</p>	
--	---	---	--	--

		<p>経費の総額の90%の額</p> <p>「下総町共同利用施設、コミュニティ施設、青年館施設の修繕、改築等の補助金」は補助制度ではあるが、成田市の本項目の事業との調整を要するため、本項目に併記した。</p>	<p>イ.その他の修繕</p> <p>「大栄町コミュニティ施設修繕事業補助金」により対応</p> <p>・修繕費用の1/3以内 (限度額 100千円/年)</p> <p>「大栄町共同利用施設の空気調和機器修繕に関する補助金」「大栄町コミュニティ施設修繕事業補助金」は補助制度ではあるが、成田市の本項目の事業との調整を要するため本項目に併記した。</p>	
3 航空機騒音測定事業	<p>【航空機騒音固定測定局等】</p> <p>目的</p> <p>航空機騒音の実態を把握するため、昭和63年度から航空機騒音固定測定局及び高度コース測定局を整備し、常時測定を行っている。これにより騒防法のコンターの検証、飛行コースずれの監視を行なう。</p> <p>測定局設置数</p> <p>航空機騒音固定測定局 22局 高度コース測定局 4局</p>	<p>【航空機騒音固定測定局等】</p> <p>目的</p> <p>航空機騒音の実態を把握するため、平成12年度から航空機騒音固定測定局を整備し、常時測定を行っている。これにより騒防法のコンターの検証を行なう。</p> <p>測定局設置数</p> <p>航空機騒音固定測定局 1局</p>	<p>【航空機騒音固定測定局等】</p> <p>目的</p> <p>航空機騒音の実態を把握するため、平成13年度から航空機騒音固定測定局を整備し、常時測定を行っている。これにより騒防法のコンターの検証を行なう。</p> <p>測定局設置数</p> <p>航空機騒音固定測定局 1局</p>	<p>航空機騒音測定事業については、成田市の制度を適用する。</p> <p>2町の航空機騒音固定測定局は、継続し騒音測定を実施する。</p> <p>航空機騒音実態調査事業については、2町の委託調査を廃止し、成田市所有の移動測定機により実施する。</p>

	<p>データ処理 成田空港周辺地域共生財団航空機騒音調査研究所の中央集計局にて集計処理している。</p> <p>結果公表 1)月間速報値 ・“広報なりた”に掲載</p> <p>2)年間のW E C P N L 値 ・市のホームページで公表</p> <p>3)報告書の作成</p> <p>【航空機騒音実態調査事業】 航空機騒音の実態を把握するため、随時に移動測定（短期測定）を実施し集計処理を行っている。また、騒音地域からの測定要望を受けて、成田国際空港株式会社（N A A）に測定依頼も行う。</p>	<p>データ処理 成田空港周辺地域共生財団航空機騒音調査研究所の中央集計局にて集計処理している。</p> <p>結果公表 1)月間速報値 ・“広報しもふさ”に掲載 ・毎月騒音地区区長へ配布</p> <p>【航空機騒音実態調査事業】 航空機騒音固定測定局から離れた騒音地域の航空機騒音の実態を把握するため、夏季と冬季の年2回1週間ずつ短期の航空機騒音測定を委託により行う。</p>	<p>データ処理 成田空港周辺地域共生財団航空機騒音調査研究所の中央集計局にて集計処理している。</p> <p>結果公表 1)月間速報値 ・“広報たいえい”に掲載</p> <p>【航空機騒音実態調査事業】 航空機騒音固定測定局から離れた騒音地域の航空機騒音の実態を把握するため、夏季と冬季の年2回1週間ずつ短期の航空機騒音測定を委託により行う。</p>	
4 . 航空機事故被害見舞金支給事業	<p>【航空機事故被害見舞金支給事業】 目的 成田空港を使用する航空機の墜落事故又は航空機からの落下</p>	<p>【航空機事故被害見舞金支給事業】 目的 成田空港を使用する航空機の墜落事故又は航空機からの落下</p>	<p>【航空機事故被害見舞金支給事業】 目的 成田空港を使用する航空機の墜落事故又は航空機からの落下</p>	航空機事故被害見舞金支給事業については、成田市の制度を適用する。

	<p>物事故により被害を受けた者に対し、航空機事故被害見舞金を支給する。</p> <p>概要 本人及び遺族に対し、死傷被害見舞金、建物被害見舞金を支給する。</p> <p>対象 成田市内に居住している者及び市区域内の建物。</p> <p>支給額</p> <p>1)死亡した場合 1人 2,000千円</p> <p>2)3週間の入院加療 600千円</p> <p>3)3週間未満の入院加療 200千円</p> <p>4)入院を必要としない場合 100千円</p> <p>5)住宅が全壊または全焼 400千円</p> <p>6)住宅が半壊または半焼 200千円</p> <p>7)その他の建物被害 60千円</p>	<p>物事故により被害を受けた者に対し、航空機事故被害見舞金を支給する。</p> <p>概要 本人又は遺族に対し、死傷被害見舞金、建物被害見舞金を支給する。</p> <p>対象 下総町内に居住している者及び町区域内の建物。</p> <p>支給額</p> <p>1)死亡した場合 1人 1,000千円</p> <p>2)3週間の入院加療 300千円</p> <p>3)3週間未満の入院加療 100千円</p> <p>4)入院を必要としない場合 50千円</p> <p>5)住宅が全壊または全焼 200千円</p> <p>6)住宅が半壊または半焼 100千円</p> <p>7)その他の建物被害 30千円</p>	<p>物事故により被害を受けた者に対し、航空機事故被害見舞金を支給する。</p> <p>概要 本人又は遺族に対し、死傷被害見舞金、建物被害見舞金を支給する。</p> <p>対象 大栄町内に居住している者及び町区域内の建物。</p> <p>支給額</p> <p>1)死亡した場合 1人 1,000千円</p> <p>2)3週間の入院加療 300千円</p> <p>3)3週間未満の入院加療 100千円</p> <p>4)入院を必要としない場合 50千円</p> <p>5)住宅が全壊または全焼 200千円</p> <p>6)住宅が半壊または半焼 100千円</p> <p>7)その他の建物被害 30千円</p>	
--	---	--	--	--

協議第33号

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年9月24日

成田市・下総町・大栄町合併協議会
会 長 小 林 攻

合併協定項目の調整（案）

項目番号	22 - 21
項目名	建設関係事業
専門部会名	都市建設部会
協議内容	道路認定基準、道路維持管理、市町営住宅

協議内容	課題	調整方針
1.道路認定基準	成田市独自の制度である。	道路認定基準については、成田市の制度を適用する。
2.道路維持管理	道路の維持管理方法に相違がある。	道路維持管理については、成田市の制度を適用する。
3.市町営住宅	成田市独自の制度である。	市町営住宅については、成田市の制度を適用する。

協定項目番号	項目名	協議番号	協議内容
22 - 21	建設関係事業	33	道路認定基準、道路維持管理、市町営住宅

項 目	現 況			調整方針
	成田市	下総町	大栄町	
1. 道路認定基準	<p>【道路の認定基準】</p> <p>基準</p> <p>1)道路敷地は、全て寄付採納の方法で、土地所有権が直ちに移転できるもの</p> <p>2)道路の幅員は、側溝を含み4.0 m以上であること</p> <p>3)民間の宅地造成に伴う道路については、全幅舗装したもの</p> <p>4)道路形態のすぐれたもの</p> <p>5)道路敷地の境界を明確に判明できる堅固な境界標が設置されていること</p> <p>6)側溝施設は、完備したものであることを原則とする</p> <p>7)土地区画整理事業及び民間宅地造成に伴うものは、道路構造令に抵触しないものを条件とし、特に道路幅員6 m以上とし側溝排水が完備したもの</p>	認定基準なし	認定基準なし	道路認定基準については、成田市の制度を適用する。

	<p>【実績】</p> <p>平成 13 年度:告示 3 件(11 路線)</p> <p>平成 14 年度:告示 2 件(26 路線)</p> <p>平成 15 年度:告示 3 件(20 路線)</p>			
2 . 道路維持管理	<p>街路樹管理</p> <p>街路樹路線を 8 工区に分け、街路樹の管理を委託する。</p> <p>路面等清掃</p> <p>年間を通じ路面の清掃、市道路肩草刈の他、道路照明駅自由通路の管理、エスカレーター、エレベーターの点検を行う。</p> <p>道路維持修繕</p> <p>日常的維持補修を 6 工区に分け業者に委託、道路パトロールを実施し、維持補修を行う。</p> <p>道路補修等原材料</p> <p>道路補修に必要な原材料を現場に支給する。</p>	<p>街路樹管理</p> <p>街路樹路線は該当なし。</p> <p>路面等清掃</p> <p>道路パトロール等を実施し、必要に応じて対応する。</p> <p>道路維持修繕</p> <p>道路パトロール等を実施し、必要に応じて対応する。</p> <p>道路補修等原材料</p> <p>道路補修に必要な原材料を支給する。</p>	<p>街路樹管理</p> <p>街路樹路線は該当なし。</p> <p>路面等清掃</p> <p>道路パトロール等を実施し、必要に応じて対応する。</p> <p>道路維持修繕</p> <p>道路パトロール等を実施し、必要に応じて対応する。</p> <p>道路補修等原材料</p> <p>道路補修に必要な原材料を支給する。</p>	<p>道路維持管理については、成田市の制度を適用する。</p>
3 . 市町営住宅	<p>【成田市営住宅】</p> <p>施設の概要</p> <p>団地数 11 団地</p> <p>戸 数 299 戸</p> <p>入居者数 622 名</p> <p>入居資格</p> <p>1)成田市内に 6 カ月以上住所又</p>	該当なし	該当なし	<p>市町営住宅については、成田市の制度を適用する。</p>

	<p>は勤務場所を有すること。</p> <p>2)現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>(1人で住めるのは、50歳以上の方、身障1級～4級の方、精神障害1級～2級の方、生活保護を受けている方)</p> <p>3)所定の方法で計算した所得月額が、世帯合計で一定の基準以内であること。</p> <p>4)市税を滞納していないこと。</p> <p>5)市内に連帯保証人がいること。</p> <p>6)申込者が外国籍の場合は、同居予定者全員の在留資格が「永住者」または「日本人の配偶者等」であること</p> <p>【成田市営住宅入居者選考委員会】</p> <p>目的 市営住宅入居者の選考について必要な調査及び審議を行う。</p> <p>組織 1)委員定数 10人</p>			
--	---	--	--	--

	2)任 期 2年 3)報 酬 委員長・委員 7,700 円/回			
--	---------------------------------------	--	--	--

協議第34号

上・下水道事業の取扱い（その1）について

上・下水道事業の取扱い（その1）について、別紙のとおり提案する。

平成16年9月24日

成田市・下総町・大栄町合併協議会
会 長 小 林 攻

合併協定項目の調整（案）

項目番号	22 - 23
項目名	上・下水道事業（その1）
専門部会名	都市建設部会
協議内容	公共下水道事業、農業集落排水整備事業、下水道等建設計画、農業集落排水事業宅内工事の無利子貸付事業

協議内容	課題	調整方針
1. 公共下水道事業	成田市独自の事業である。	公共下水道事業については、成田市の制度を適用する。
2. 農業集落排水整備事業	下総町及び大栄町独自の事業である。	農業集落排水整備事業については現行どおりとし、2町の施設は新市に引き継ぐものとする。
3. 下水道等建設計画	1市2町の計画内容が異なる。	下水道等建設計画については、新市において汚水適正処理構想等を新たに策定するものとする。 なお、新構想が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぐものとする。
4. 農業集落排水事業宅内工事資金貸付事業	大栄町独自の制度である。	農業集落排水事業宅内工事資金貸付事業については、大栄町の制度を適用する。

協定項目番号	項目名	協議番号	協議内容
22 - 23	上・下水道事業（その1）	34	公共下水道事業、農業集落排水整備事業、下水道等建設計画、農業集落排水事業宅内工事資金貸付事業

項 目	現 況			調整方針
	成田市	下総町	大栄町	
1 .公共下水道事業	【成田市下水道事業】 事業期間 昭和 45 年 2 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日 認可面積 1)雨水 1,594ha 2)汚水 1,930ha 3)認可区域内計画人口 87,090 人 4)整備区域内人口 79,779 人 5)行政人口 97,740 人 6)普及率 81.6% 7)水洗化人口 74,622 人 8)水洗化率 93.5% 9)雨水整備面積 815.0ha 10)雨水整備率 51.1%	該当なし	該当なし	公共下水道事業については、成田市の制度を適用する。

2 農業集落排水整備事業	該当なし	<p>【名古屋地区農業集落排水事業】</p> <p>事業計画面積 39ha 農用地面積 59ha 計画人口 1,350 人 計画戸数 273 戸 管路延長 12,380m 処理施設 1 箇所 供用年月日 H11 年 10 月 1 日</p> <p>【成井地区農業集落排水事業】</p> <p>事業計画面積 20ha 農用地面積 32ha 計画人口 470 人 計画戸数 93 戸 管路延長 6,450m 処理施設 1 箇所 供用年月日 H16 年 4 月 1 日</p>	<p>【横山・馬乗里地区農業集落排水事業】</p> <p>事業計画面積 25ha 農用地面積 325ha 計画人口 460 人 計画戸数 93 戸 管路延長 8,209m 処理施設 1 箇所 供用年月日 H11 年 6 月 14 日</p> <p>【堀籠地区農業集落排水事業】</p> <p>事業計画面積 14ha 農用地面積 55ha 計画人口 290 人 計画戸数 61 戸 管路延長 2,474m 処理施設 1 箇所 供用年月日 H12 年 6 月 8 日</p> <p>【新田地区農業集落排水事業】</p> <p>事業計画面積 34ha 農用地面積 12ha 計画人口 1,280 人 計画戸数 261 戸 管路延長 6,507m 処理施設 1 箇所</p>	<p>農業集落排水整備事業については現行どおりとし、2町の施設は新市に引き継ぐものとする。</p>
--------------	------	---	--	---

			<p>供用年月日 H14年7月12日</p> <p>【奈土・津富浦地区農業集落排水事業】</p> <p>事業計画面積 40ha 農用地面積 113ha 計画人口 1,190人 計画戸数 188戸 管路延長 13,745m(計画) 処理施設 1箇所 (堀籠地区処理施設と統合) 整備期間 H16年度～平成20年度 供用開始予定 1)一部供用 平成19年度 2)全部供用 平成21年度</p>	
--	--	--	---	--

3 .下水道等建設計画	【成田市污水適正処理構想】 (平成15年3月策定)	【下総町污水適正処理構想】 (平成15年3月策定)	【大栄町污水適正処理構想】 (平成15年3月策定)	下水道等建設計画については、新市において污水適正処理構想を新たに策定するものとする。 なお、新構想が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぐものとする。
	<p>公共下水道</p> <p>1)計画区域 2,808ha</p> <p>2)計画戸数 49,252戸</p> <p>3)計画人口 118,896人</p> <p>個別処理</p> <p>1)計画区域 10,320ha</p> <p>2)計画戸数 1,386戸</p> <p>3)計画人口 4,104人</p>	<p>単独公共下水道事業</p> <p>1)地区 都市計画用途地域他</p> <p>2)計画区域 178ha</p> <p>3)計画戸数 1,740戸</p> <p>4)計画人口 5,400人</p> <p>農業集落排水事業</p> <p>1)地区 名古屋地区、成井・地藏原新田地区</p> <p>2)計画区域 59ha</p> <p>3)計画戸数 600戸</p> <p>4)計画人口 1,900人</p> <p>コミュニティプラント事業</p> <p>1)地区 ビバランド団地、日豊団地、横峰団地他</p> <p>2)計画区域 16ha</p> <p>3)計画戸数 230戸</p> <p>4)計画人口 700人</p> <p>その他 個別処理</p>	<p>公共下水道事業</p> <p>1)地区 大栄処理区(第一、第二)</p> <p>2)計画区域 241ha</p> <p>3)計画戸数 2,878戸</p> <p>4)計画人口 9,500人</p> <p>農業集落排水事業</p> <p>1)地区 横山・馬乗里地区、堀籠地区、新田地区</p> <p>2)計画区域 73ha</p> <p>3)計画戸数 415戸</p> <p>4)計画人口 2,030人</p> <p>1)地区 奈土・津富浦地区(事業中)</p> <p>2)計画区域 40ha</p> <p>3)計画戸数 188戸</p> <p>4)計画人口 1,190人</p> <p>1)地区 前林・一坪田・十余三地区</p> <p>2)計画区域 100ha</p>	

			3)計画戸数 439戸 4)計画人口 1,450人 その他 個別処理	
4 農業集落排水事業宅内工事資金貸付事業	該当なし	該当なし	【大栄町農業集落排水事業宅内接続工事資金貸付事業】 目的 宅内接続工事の促進を図る。 概要 1)貸付金額は、工事費の範囲内で50万円を上限とする。 2)無利子とする。 3)償還期限は5年以内とする。 対象者 1)町税等を滞納していない者 2)連帯保証人のいる者 対象工事 排水設備の新設工事を基本とし、これを含む水洗便所への改修等も対象とする。 対象期間 供用開始から3年間とする。	農業集落排水事業宅内工事資金貸付事業については、大栄町の制度を適用する。

協議第35号

成田市・下総町・大栄町新市建設計画基本構想案にかかる
住民意見等の公表について

成田市・下総町・大栄町新市建設計画基本構想案にかかる住民意見等の公表につ
いて、別紙のとおり提案する。

平成16年9月24日

成田市・下総町・大栄町合併協議会
会 長 小 林 攻

【公表案】

成田市・下総町・大栄町新市建設計画基本構想案にかかる 住民意見等の公表について

新市の将来像や基本目標など基本的な考え方を内容とした基本構想案について、住民の皆様に、説明会や概要版の配布等を通じて、その内容をお示しし、新しいまちづくりについてのご意見をお伺いしたところ、多くの皆様からさまざまなご意見等をいただきました。

そこで、新市建設計画に関連すると思われるご意見等を対象に、合併協議会の考え方とあわせて公表させていただきます。

なお、それぞれのご意見等の内容については、同趣旨あるいは類似しているものを集約し、表現についてもわかりやすく要約させていただきました。

1．平成16年7月1日（木）から8月10日（火）まで

2．意見の受領状況

85件

うち有効69件

内訳

郵送57 メール3 FAX2 持参7

氏名、住所が明記されていない意見等、様件を満たしていないもの(16)を除く

住民説明会時のご意見も掲載

新市建設計画基本構想案該当箇所	ご意見等	合併協議会の考え方
新市の課題	空港との共生は大きな課題であるが、羽田空港再拡張工事が話題となっており、不完全な状態にある成田空港が今後も国際空港として位置付けられていくのか心配である。	成田国際空港の暫定平行滑走路の完全化と空港へのアクセス充実のために進められている成田新高速鉄道や北千葉道路を促進していくことが重要です。それにより、国際空港としての役割が恒久的なものになると考えます。
	成田空港との共生を重点に考えてほしい。	成田空港暫定平行滑走路の完全化の促進、航空機騒音対策等各分野にわたる共生策の充実を図ります。
人口等の見通し（将来推計）	将来の人口推計が過大と思われるが、その根拠は何か。	1990年から2000年までの国勢調査における社会移動率などを勘案して推計しました。

【公表案】

<p>新市の基本目標</p> <p>(1) 交流を活かして発展する都市</p>	<p>新成田市が首都東京を補完する第2の首都と位置づけられるようなまちづくりをされたい。</p>	<p>成田市は、第4次首都圏基本計画において、業務核都市として位置付けられており、引き続き業務機能や国際物流機能の拡充を図っていきます。</p>
	<p>J R 成田駅と京成成田駅の再整備をして下さい。</p>	<p>J R・京成成田駅中央口地区については再開発事業等の手法により整備していく予定です。</p>
	<p>J R 成田駅と京成成田駅の歩行者専用通路（地下道）を整備してほしい。</p>	<p>歩行者の安全を確保するため、当面の措置として暫定仮設歩道を整備します。</p>
	<p>ホテル行きのバス待合所の整備など、外国人に対するサービスを向上してほしい。</p>	<p>京成東口駅前広場のホテル送迎バス待合所については、バス利用者の不便を考えると、何らかの対策が必要と認識しており、関係機関等と検討していきます。</p>
	<p>土屋に新駅を作ってほしい。</p>	<p>成田新高速鉄道の土屋新駅については、この鉄道建設の当初計画での位置付けはありませんが、設置に向けて千葉県と協議を進めています。</p>
	<p>既存鉄道の機能拡充を図られたい。</p>	<p>成田線（我孫子～成田間）複線化や利便性の向上など、継続して既存鉄道の機能拡充について鉄道事業者に対し、要望していきます。</p>
	<p>下総町や大栄町に大型商業施設を誘致してほしい。</p>	<p>新市建設計画策定の中で、必要性、緊急性などを総合的に勘案し、検討します。</p>
	<p>市内循環バスを運行して高齢者の行動範囲が広がるよう考えて下さい。</p>	
	<p>各拠点間の交通アクセスについて配慮してほしい。</p>	
	<p>放射状や環状の道路を整備し、公園の整備や電線を地中化してほしい。</p>	
	<p>1市2町間の道路や空港アクセス道路の拡張をしてほしい。</p>	
	<p>バリアフリーの道路を整備して下さい。</p>	
<p>1市2町の外側を回る路面電車を整備してほしい。</p>		
<p>公共交通としては、バスによる整備を前向きに検討します。</p>		

【公表案】

	都市基盤整備について、大規模な住宅地整備が行われるような内容なのか。	増加人口の受け皿としては、新たに大規模住宅地開発を行うのではなく、主にすでに整備済み、あるいは現在、整備中の地区を想定しています。
	滑走路等の空港施設を充実し、道路、鉄道等の拡張を進めるべきである。	成田空港暫定平行滑走路の完全化、成田新高速鉄道・北千葉道路の整備を促進します。
(2) 活力を高めて 繁栄する都市	道の駅を市町ごとに整備してほしい。	新市建設計画策定の中で、必要性、緊急性などを総合的に勘案し、検討します。
	空港乗り継ぎ客の導線の配慮、観光PR、商店街のオープン時間延長など、活性化をしてほしい。	駅前から参道へ連なる商店街の魅力を活かした商業環境整備に努めます。
	市民向けに成田空港内の情報提供をしてほしい。	成田国際空港㈱と協議し、各種情報提供に努めます。
	滑河駅を朝市、夕市、フリーマーケット等により明るくにぎやかにしてほしい。	まちの活力を高めるための市民によるさまざまな取り組みについては、関係機関と連携して促進します。
	ご当地ソングやサイクリングロード、桜の植樹等観光客の誘致に知恵を絞ってください。	新市建設計画策定の中で、必要性、緊急性などを総合的に勘案し、検討します。
	ホテルやスポーツ施設を活用するため、合宿やシンポジウムの基地として確立されたい。	民間施設の活用も視野に入れ、今後も各種競技大会の誘致や各種コンベンションの誘致に努めます。
	この地域を広く知ってもらうため全国的なイベントを開催してほしい。	
	新たなまちづくりにあたっては、大型店舗が参入し、地域の商店街とタイアップすることが不可欠ではないか。	地域の特性を活かした商店街の育成など、大型店とのタイアップも含め、さまざまな商業振興のあり方を検討します。
	圏央道下総インター周辺に工業団地の整備をしてほしい。	新市建設計画策定の中で、必要性、緊急性などを総合的に勘案し、検討します。
	農業を充実してほしい。	農業後継者問題に対応する施策、都市近郊型農業の促進、経営基盤整備等を図ります。
	働く場所を増やすため、大手の会社や工場を誘致してほしい。	新たな企業の誘致など、雇用の創出に努めます。
(3) 健康を保ち安心し	高齢者が楽しく生活できるような支援をしてほしい。	高齢者の生きがい対策を総合的に推進します。

【公表案】

て暮らせる都市	自然環境に恵まれた良質な老人ホームを建設して下さい。	新市建設計画策定の中で、必要性、緊急性などを総合的に勘案し、検討します。
	大学病院等の総合病院を誘致してほしい。	
	道路状況の良いところに救急病院を整備してほしい。	
	空港近くに病院の誘致を考えてほしい。	
(4) 人材を伸ばして文化を育てる都市	将来の成田を支えられるような、人材育成をしてほしい。	次代を担う個性ある豊かな心の子供を育てるため、学校教育の充実など、さまざまな施策を実施します。
	人口が増加している地域に中学校を建設して下さい。	生徒数の増加等の状況に応じて、学校施設の整備を検討します。
	少子化による学校の統廃合がある場合、スクールバスの運行を検討されたい。	将来、学校の統廃合が行われる場合には、その通学距離によってはスクールバスの検討が必要となります。
	市立高校を創立してほしい。	新市建設計画策定の中で、必要性、緊急性などを総合的に勘案し、検討します。
	国際空港都市として大学を誘致してほしい。	
	300人前後の収容ホールを交通の便利な地区に建設してほしい。	
	東京ドームや幕張メッセクラスの大きな文化施設を整備してほしい。	
	国際交流のための文化施設、運動施設を建設し、国際的なイベントを開催してほしい。	既存施設を活用し、イベントの誘致に努めます。
下総町に図書館を建設してほしい。	新市建設計画策定の中で、必要性、緊急性などを総合的に勘案し、検討します。	
(5) 環境を守って快適に暮らせる都市	自然を保全するための方策を盛り込んでほしい。	自然環境を保全し、市民が身近な自然に親しみ、ふれあえる環境整備を推進します。

【公表案】

水源と食の安全管理を行う環境都市とされたい。	大気、水質調査などの環境汚染等を常に監視するとともに、安全・安心な農産物の供給体制を促進します。
上下水道など生活基盤の整備について、重点的に取り入れてほしい。	快適な生活環境を実現するために上下水道等の生活基盤の整備を推進します。
水洗トイレを全市域に普及してほしい。	合併浄化槽の設置に対して補助を行うなど、トイレの水洗化を促進します。
成田駅に駐輪場を増築してほしい。	J R 成田駅西口の駐輪場は、総体的には余裕があり、混雑している駐輪場については、定期的に放置自転車の撤去を行い駐輪場の空きスペースを確保するなど、多くの方が利用できるように適正な管理に努めます。
違法駐車により私物化された道路は歩く人や自転車に乗る人に大変危険です。	違法駐停車の防止については、警察署への取り締まりの要請や市民の方々への呼びかけなど、安全なまちづくりに努めます。
環境美化の一環として花壇作りの材料を支給してほしい。	自治会へ花等を配布するとともに、地域団体に沿道や緑地の花壇管理を委託して緑化を推進します。
産業廃棄物の最終処分場を許可しないでほしい。	許可の権限は県にありますが、事前協議の段階で、地元への十分な説明を求めています。
残土の埋め立てに関してできるだけ厳しい基準を設定してほしい。	1市2町間で検討協議を進めています。
不法投棄などの被害を未然に防ぐ環境づくりを行ってほしい。	不法投棄に対する監視体制を強化し、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。
騒音被害者の日常生活ができるよう真剣に考えてほしい。	航空機騒音による障害を防止するため住宅防音工事補助等の施策を実施しており、今後とも騒音対策の充実に努めます。
航空機騒音対策を推進されたい。	
航空機事故も想定した計画にしてほしい。	空港の内外における、航空機事故を想定した災害訓練等を継続的に行うなどの、安全なまちづくりを推進します。

【公表案】

	合併による余剰人員を消防職にして消防団を縮小してほしい。	消防団については、市民一人一人の防災意識の高揚と、行政との協働の観点から消防団は大切な組織と位置付けています。
	環境対策と防犯対策を強化してほしい。	自然環境を保全するとともに、生活環境の整備を進めます。また、安全なまちづくりを推進するため地域・関係機関・行政が連携して取り組んでいきます。
	市役所が中心になって地域レベルでの情報交換や、活動を共にして防犯に努めてほしい。	
地域別整備の方針	自然共生ゾーンの中に「快適な住環境を保全するための生活基盤の整備」とあるが、住宅造成等を考えているのか。	自然共生ゾーンの中に新たな住宅地の造成を想定しているのではなく、現在ある住宅について生活基盤を整備し、住環境を整えることを意味しています。
	「水辺ゾーン」として、利根川を取り入れた公園づくりを提案します。	新市建設計画策定の中で、必要性、緊急性などを総合的に勘案し、検討します。
	各ゾーン間のアクセス問題の解決を入れてほしい。	各ゾーン間はもとより、新市の一体化を促進するためにも、市道等の整備を行うことにより、交通ネットワークの形成に努めていきます。
その他	下総町と大栄町に支所の設置を希望します。	1市2町間で検討協議を進めています。
	職員の人事管理を徹底されたい。	適正な職員の定員管理及び人材の育成を行います。
	行政経費をとことん削減し、新市の体力をつければ、結果としてめざす合併ができると思う。	経費削減を図り、より効率的な行財政運営に努めます。
	合併に際して旧町名を残してほしい。	1市2町間で検討協議を進めています。
	住所に旧町名を残す必要ありません。	
	旧町名は、記録に残せば成田市でよいと思う。	

【公表案】

	<p>都市計画の見直しについて、住民の声が反映されるようにしてほしい。</p>	<p>都市計画の線引きは、急激な市街化が進行した場合などに行われることがありますが、その場合には、住民の皆様にご説明し、ご意見をいただきながら進めることとなります。</p>
	<p>計画期間の記載がないが、新市建設計画は何年間の目標として考えているのか。</p>	<p>本計画の期間は1市2町が合併した年を初年度とする10年間を想定しています。</p>
	<p>正式に新成田市になるまでのこれからの予定を聞きたい。</p>	<p>合併するまでの予定は、平成17年3月末までに合併の調印と県知事への申請を行い、その後、一定の準備期間を経て、新市が誕生することとなります。具体的な合併期日については、今後、合併協議会で決定することとなります。</p>
	<p>合併する事によって問題になる負の部分、合併する事によって得になる正の部分、公表すべきではないか。</p>	<p>新市のすがたについては、合併協議会において、協議が整った項目から順次「合併協議会だより」や「合併協議会ホームページ」を通じて公表しています。</p>
	<p>合併した場合には、住民税や国民健康保険税などの住民負担が増えるのではないか。</p>	<p>個人住民税については、税率の変更はありません。くわしい内容については「合併協議会だより」や「合併協議会ホームページ」でご覧いただけます。 国民健康保険税などについては、1市2町間で検討協議を進めています。</p>
	<p>全体をとおして、内容が抽象的でわかりにくい。 文章について、センテンスが長く読みにくい。</p>	<p>新市建設計画は、基本構想と基本計画で構成されます。今回お示したのは、構想部分なので抽象的となっています。今後、具体的な施策を掲載する基本計画では、よりわかりやすく、読みやすい内容になるよう努めます。</p>